



平成 29 年 3 月 24 日

各 位

会社名 クロスプラス株式会社
代表者 代表取締役社長 山本 大寛
(コード番号 3320 東証・名証第二部)
問合せ先 執行役員 西垣 正孝
(TEL 052-532-2211)

株式報酬型ストック・オプションの導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 24 日開催の取締役会において、株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関する取締役報酬議案を、平成 29 年 4 月 25 日開催予定の第 64 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプション制度を導入する理由

当社の取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績や株式価値との連動性を強め、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献に対する意欲や士気を一層高めるために、当社取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割当てるものです。

なお、当社は平成 27 年 4 月 23 日開催の第 62 回定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

2. 株式報酬型ストック・オプション制度を導入するために付議する議案の内容

当社は、平成 20 年 4 月 24 日開催の第 55 回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額 3 億 60 百万円以内（うち社外取締役分は年額 30 百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とする旨をご承認いただき今日に至っておりますが、この報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額 50 百万円を上限として割当てることにつきご承認をお願いするものであります。

また、本新株予約権につきましては、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し、払込金額と同額の金銭報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することを条件として、取締役会決議により発行することといたしたく存じます。

なお、新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 1 個当たり 100 株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

- (2) 新株予約権の総数
各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は1,500個を上限とする。
- (3) 新株予約権の払込金額
新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。
なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定めるものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (8) その他の新株予約権の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上